

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月21日

質疑事項		該当箇所		質疑内容	回答
1	応募資格について	P2	3(1)	「医療法(昭和23年法律第205号)第39条に基づき設立された医療法人又平成11年……」 文章の解釈として、…設立された医療法人で区切ってよろしいでしょうか。	本用件の解釈としては、以下のとおりです ①社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に基づき設立された社会福祉法人 ②医療法(昭和23年法律第205号)第39条に基づき設立された医療法人 ③平成11年厚生省告示第96号に規定する介護老人保健施設を開設できる者 上記①、②又は③の該当者であって、かつ、下記の条件を満たす必要があります。 ④平成28年10月1日現在、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の運営実績が1年以上あること つまり、④は①～③該当者全てに必要な要件です。
2	応募資格について	P2	3(8)イ②	応募時において、原則、法人の財務状況について、流動比率が200%以上であることと規定されています。当法人は100%を下回る状況ですが、応募資格はあるのでしょうか。	原則として、公募要項P3「3(8)イ②」に記載のとおりです。ただし、合理的な理由が認められる場合はこの限りではありませんが、審査の中で判断することとなります。
3	応募資格について	P2	3(8)ウ	「一時的な事由の損失により赤字が生じた場合は、相談に応じます」とありますが、どのような手続きが必要でしょうか。	特別な手続きはございませんので、応募申込書類及び借受申請書類等を御提出ください。その後の審査の中で赤字が生じた理由についてお伺いいたします。